

琉球大学学術リポジトリ

日米関係 沖縄返還20

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796

(郵政省の1873説明資料)

10-2 日新教育

極 秘
無 期 限
10 部の内
1 号

沖縄 V O A 中継局の移転問題

昭和50. 1.22

アメリカ局北米第一課

1. 昨年6月の沖縄 V O A 中継局の将来の運営に関する日米協議において、米側は、沖縄 V O A 中継局の活動は、できるだけ早期に、遅くとも1977年5月15日までに終了することを強く希望するとの従来からのわが方の立場を了承し、沖縄返還協定第8条及び同条に関する合意議事録に基づいて1977年5月15日までに代替施設の建設を完了するようあらゆる努力を行うと述べ、わが方は上記の米側の立場に留意した。

2. ^{今般}本件につき米側に対し、最近の米側進捗状況を質したところ、次のとおり回答してきた。

(1) 移転先

従来沖縄の V O A 中継局を韓国に移転するというラインで検討してきたが、議会の一部に反対があり、韓国への移転が困難となったため、代わりにフィリピンへの移転の技術的可

極秘

能性を検討してきた。その結果、フィリピン
V O A 中継局の facilities を強化することによつて代替させることが可能であることが判明したので、今後はフィリピン V O A 中継局の増強という方向で本件^に対処して行きたい。

しかし、フィリピン政府が、沖縄 V O A 中継局を撤去する代わりにフィリピンの中継局を増強するという考え方には反対しているので、米国政府としては、沖縄の V O A 中継局をフィリピンに移転するという説明はしないことにしているので、日本側においてもそのような説明は絶対にしないでもらいたい。

(2) 予算措置

1976年度予算に「沖縄 V O A 中継局移転費」という項目ではなく、「フィリピン V O A 中継局の増強」という項目が盛り込まれることになろう。

(3) いずれにしても、昨年の本件日米協議の際表明された日本側の希望に沿い、今後数カ月以内に米側の計画につき日本側に正式に連絡したい。

極秘

(4) 対外説明ぶり

昨年の日米協議の際のプレスガイダンスのラインに沿い、「最近米側より、沖縄返還協定に従い、1977年5月15日までに移転を完了するようあらゆる努力を行う旨回答してきた」と説明してもらって差支えないが、現段階では、前記事情にかんがみ、それ以上のことはいわないでもらいたい。

沖繩におけるVDA中継局の撤去に関し

米国側に申し入れるべき事項について(郵政省意見)

標記について、米国側に対し、VDA中継局の早期撤去を申し入れるとともに、次の事項を念のため申し添えたい。

- 1. 現在、VDA中継局が中波放送用に使用している 1,178 KHzの周波数については撤去後は我が国が国内の放送局に割り当てる計画を有していること。
- 2. 現在、VDA中継局が無線テレビ用及び^{無線}連絡用に使用している周波数についても、撤去後は米国はこれを^{VHT(経路線)}使用することができないものであること。

郵政省
印

(注) 本件は郵政省電波監理局を二次裁をとり(0592) 当省電波監理局の入り口をとり(0592)の場合(0592)の二次裁階位の考え(0592) 郵政省の場(0592)。

秘
無 期 限

官房書記官

条約局長
条約課長
法規課長
安全保障課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

VOA沖縄中継局移転問題

昭和51.2.24

下り口向米第一課

1. 在米米下下り口向米第一課書記官は、23日 当課を来訪し、
事案の概要を首次の通り述べた。(新沼田首席、同)

(1) 先般のVOAよりVOA関係者の干渉が来り、在米米下
市仲の関係を種々の問題点に対 意見交換を行つた。
沖縄以外も。

(2) 同干渉の意見交換で提起した主要の問題は、
土地の復元(補償)の問題と日本人転居可能な問題と
~~外~~ ^{り、これ} 以谷村の施設の進捗程度の問題について解決した。

(1) 在米米の委員は、同干渉の成立について、以谷村の施設を
含み了施設の土地の復元或は復元補償については、米側には
義務があることを述べた。米側については、関係地主が土地を

復元或いは復元研鑽、何れも却て有るad. 承認L.L.U. v.v. v.
何れもL.L.U. 以確念の手取付、1978年度予算 (1977.10.1
- 78.9.30) 以 財 政 省 長 官 官 署 。

(2) 日本入職員や米軍保険の手取付、法的に米国のL.L.U.
L.L.U. 否か、検討中である、法的に可能である旨は、
L.L.U. 否か、検討中である。但し、支払は prospectively
L.L.U. 否か、検討中である。(retroactively v. (行) 又は 既に 同様に
有る。)

(1) 米留料や施設のL.L.U. 否か、審判部が市場の一部を構成
す、施設、区域のL.L.U. 提供、L.L.U. 否か、日本側は要請
L.L.U. 否か、同様に米軍/教/以て、L.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U.
L.L.U. 否か、同様に米軍/教/以て、L.L.U. 否か、同様に有る。

~~(3) (米留料や施設) 米留料のL.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U.
L.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U.
L.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U.
L.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U. 否か、同様に有る。L.L.U.~~

2. 上記の別送の意見交換を(行、V.C. -)、要首次の通り。

(1) 先ず、米側は地主側に対し土地の復元がいつ
復元補償の何れを希望するかの打診を、地主側、照会の

場合、VOA沖総中経局の運営日、1977年5月15

日付に停止し、土地不明後、2.5と2.4連のV.C.行

の何れを希望する、その回答を2.5と2.4の何れ

何れを希望するV.C. 当行の意見に回答を。

(2) 先ず、失業保険の年費の同様の米側への理直核

討中の方針(即ち保費料の prospective 支払)の7.12

同様の雇用保険、保費料支払の着目、V.C.の保費料の基礎的考案の7.12の旨を説明する

当行の意見に照会を、米側、米側、米側

^(以上回答)
~~米側~~ 仰式に、米側の回答を。(参考、参照)

(3) 当行の照会に対し、先ずは、放送機器のNHK或

は民族の責務の可破性の、その後の進展

の何れを承認して、その単一の可破性に

count on して、検討作業を遅延させるとは適當でない

と為る旨述べらるるに對し、前記の旨と同趣あり、如し若し
前記の旨に對し、在案書に於て common front. v. to 2nd 旨
述べらるるに對し。

3. 上記の(2)に由り、同日、第1省雇用保険課角野事務官に
照会せらるるに、案書上の相違あり、同事務官の個人的意見に
よるに、次述の旨述べらるるに、了解を得るに、とあり、又「了」
事務官の意見に對し説明せらるるに、(「了」は、此に對し謝意
を表すに由り、第1省の研究的見解を得るに、とあり、旨
述べらるるに)

(1) 被保険者として期間中(一年以上者)に於て通常として
保険金を受給せらるるに、(1年未満の場合、保険額に於て大
小差異あり) 然し、案書上の旨に、(1)年未満に於て
上記の保険料を支払ふに於て、事件申請の申請に於て
日付取戻に對し資料を一生に於て。

(2) 上記(1)の旨に對し、案書上の旨に對し、(1)年未満に於て
GA-4 外務省

松毛行江口、重要な所、定期渡船の便 (年々) 2年。

(附録)。

秘
無 期 限

大正 局長 事務 係長 法規 課長 北米才一課長

VOA沖級中継局移転問題

昭和51.2.3

アメリカ局長

1月23日のVOA沖級中継局移転と在米米大使館との交渉の
標記の周りに意見交換の際、米方より、日本側より「
「米側より、1977年5月15日迄、VOA沖級中継局の運営を
終了する方針である旨の確証を得る」と認められ
る旨の英文文書と「米側より対し、当方より、文書に
おける確証を得る旨の申請書に「経済的負担は、今
般「米、大使館より山崎局長より別添の書簡に於て
「VOA」に同意す。

なお、同書簡に於ては、77年5月15日迄の同
中継局の broadcasting operations を cease する
と認められ、その旨を、米側より送付された書簡中の

operation ^{の範囲に} ~~は~~ ~~broadcasting operations~~ ~~の~~ ~~範~~ ~~疇~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~

~~考~~ ~~察~~ ~~中~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~ ~~現~~ ~~在~~ ~~の~~ ~~範~~ ~~疇~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~

~~計~~ ~~画~~ ~~中~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~

(Handwritten initials)

DONE at Tokyo and Washington, this seventeenth day of June, 1971, in duplicate in the Japanese and English languages, both equally authentic.

For Japan:

Kiichi Aichi

For the United States of America:

William P. Rogers

after the date of entry into force of this Agreement and the remainder in four equal annual installments in June of each calendar year subsequent to the year in which this Agreement enters into force.

Article VIII

The Government of Japan consents to the continued operation by the Government of the United States of America of the Voice of America relay station on Okinawa Island for a period of five years from the date of entry into force of this Agreement in accordance with the arrangements to be concluded between the two Governments. The two Governments shall enter into consultation two years after the date of entry into force of this Agreement on future operation of the Voice of America on Okinawa Island.

Article IX

This Agreement shall be ratified and the instruments of ratification shall be exchanged at Tokyo. This Agreement shall enter into force two months after the date of exchange of the instruments of ratification.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.



EMBASSY OF THE
UNITED STATES OF AMERICA
Tokyo, Japan

(7/1/76)

半紙長

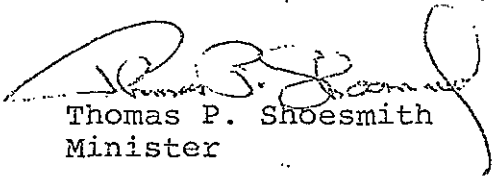
January 30, 1976

Mr. Toshio Yamazaki ^{7/4}
Director-General
American Affairs Bureau
Ministry of Foreign Affairs
Tokyo

Dear Mr. Yamazaki:

This will confirm our conversation of January 23 in which I assured you that the United States intends to cease broadcasting operations of the Voice of America in Okinawa by May 15, 1977, in accordance with the Okinawa Reversion Agreement, even though facilities for relocation may not be completed by that time. We shall continue to keep you advised about our progress on relocation.

Sincerely,


Thomas P. Shoensmith
Minister

秘
無期限

報道課
条約課長
法規課長

アメリカ局
参事官
北米課長

官房書記官

百滿事務官
VOA沖繩中継局施設V.対V.
法令
NHKとの関係

昭和50.1.30

アメリカ米才一課

1. 29日 藤中米才一課長付、木村鎮 - NHK経営主幹を
往訪。標識の件について NHK側の施設を照会し、その
表示の進捗状況を通知。(米才一 今川同席)

(1) NHKは国際放送拡充を期すべく、現在の送
信施設(KDD施設) (築城第1係)の設備が老朽化して、その
心積下口の開閉と電源障害あり、22州、米才
同中送信状態が良くないという問題が生じている。NHK
~~は~~、その20ヶ所中継局の送信の不安定性を73年度に
在りていふ。昨年3月 73年V.同中継局の VOAの Chief
Engineer V. 対 V. VOA沖繩中継局の施設設備を視察

GA-4

外務省

UN-1 有申×水×所、同年6月同建設省視察を仰ぐ

とす。次に如何に問題が存在するかを説明せよとす。

(1) VOA 沖繩中継局に中波送信機を置くこと(電力

1,000kw、1952年製作機器)、短波の設備は電力も

1,000kw、古い(1945年製作)。

(2) 同中継局の7×4は、中国、台湾、朝鮮半島に用いられる

設備に用いられ、電力強弱を要する。

(1) 沖繩は、西アジア、中東向けに送信には適しな

が、NHKが目的を以て、設備の増設は必要と

感じている。

(2) NHKが同中継局を使用中の場合、技術的に優秀な

技術者及びVOA職員を引継ぐことも、無人化を仰ぐ

こと等と見られるが、その経費は膨大なもの。

(3) 現在VOA側は、費用は勿論、備蓄金を提供し

て設備更新の経費を交付しているが、NHKとすれば

左記の如くである。

(1) 何れもNHKの民間化の有^無は、送信
局の設置、回線、受信の施設は同一である。

(2) NHKの民間化、上記の如く、経営・技術関係者由の
国際放送施設の移転のmerit、demeritを
比較検討の結果、大抵の小事を以て判断して
は、如何に郵政省に通知するに、東京に在る大
使館の設置の照会に対しては、上記の次第を説明するに
及ぶ。

又、30日、新聞記者団に在る米大使館より公使に対して
上記の次第を説明し、是より、NHKの引継ぎに
向き外にあり、と述べたこと、申請設備の民間
放送の引継ぎの可能性を検討し、旨を述べた。

以上に対して、当然、VOA施設の民間引継ぎは困難な

べく、引継ぎ者として在る米大使館^{寄附}を介して、進行する